

名古屋市の平成18年度施策 並びに予算に関する要望

平成17年10月

名古屋商工会議所

名古屋市の平成18年度施策並びに予算に関する要望

名古屋市ご当局には、日頃から市勢の発展と、市内産業の振興、市民生活の向上にご尽力頂き、厚くお礼申し上げます。

さて、「中部国際空港」の開港に続き、「2005年日本国際博覧会（愛・地球博）」が2200万人を超える来場者を数え、大成功のうちに幕を閉じました。この二大プロジェクトにより、国内外との交流が深まり、「名古屋」の国際的知名度は飛躍的に高まりました。二大プロジェクトを成功に導かれた市ご当局のご尽力に深く敬意を表するものであります。

二大プロジェクトが実現したいま、行政・経済界を中心とする連携体制をさらに強めつつ、地域のエネルギーを絶やすことなく、「万博・空港」の成果を継承、発展させ、新たな地域振興や地域づくり・都市づくりを目指し、再スタートを切らねばならないところであります。

本所では先に、「万博・空港」後の産業の発展と「世界都市・名古屋」の実現を目指し、「メッセ ナゴヤ」の開催や「産業観光」をはじめ広く観光の振興を柱とする「ポスト『万博・空港』名商 Successive プラン」を取りまとめました。

名古屋市ご当局におかれましては、これら事業の推進に格別のご理解とご支援を賜りますとともに、経済は緩やかな回復基調にあるとはいえ、中小企業では回復が遅れておりますことから、中小企業対策の更なる充実にも万全を期して頂くようお願いするものであります。

厳しい財政環境下ではありますが、本所では名古屋市ご当局に対し、平成18年度施策の策定並びに予算の編成に当たり、最重要要望事項をはじめ以下の要望事項につきまして、その実現を強く望むものであります。

平成17年10月

名古屋商工会議所

1. ポスト万博事業に対する支援

1. 「メッセ ナゴヤ」開催への支援【最重点】

メッセは、内外産業の知恵比への舞台であり、様々なビジネスチャンスを生み出すとともに、一般市民、地域の国際交流やホスピタリティの向上にも資するものである。

「メッセ ナゴヤ」は、これまでの業界縦割り型の開催方法を見直し、テーマ性をもたせ、業界の枠や参加企業の規模の大小を超えた幅広い参加が可能であり、一企業が複数のテーマに参加することが可能なものとする。

また、成長著しい中国、インド等のアジア諸国をはじめ、多様な国・地域に目を向けることとする。

内容についても企業向けのものだけでなく、一般市民も享受できるイベント性の高いものとする。多くの人に開かれたメッセとし、各種メディアを組み合わせた積極的な広報、情報発信を行うこととする。

想定される開催テーマ

「環境・省エネ」	(モノづくりの現場からの環境貢献)
「余暇・趣味・生活改善」	(快適な生活環境づくりに貢献する商品、サービス)
「安心・安全・快適」	(災害や事故に強い仕組みづくり)
「健康・長寿・美容」	(女性や高齢者をはじめ市民の関心にマッチ)
「育児・学習」	(次代の担い手である子どもの育成と生涯学習)

【『ポスト「万博・空港」名商 Successive プラン』より】

2. 産業観光の新たな振興 【最重点】

まちづくりと一体となった産業観光の振興

産業観光の振興には、当地域が有する優れた観光資源を広く市民に周知するとともに、行政、関係機関が一体となり、まちづくりに活かす取り組みが極めて重要である。国内外への強力な情報発信とともに、「産業観光都市」宣言の採択等、新たな産業観光振興施策を確立されたい。

産業観光の国際連携の推進

「産業観光国際フォーラム」で培われた海外とのネットワークを最大限に活かし、相互交流の推進や世界の子どもの交流を対象とした少年工房の創設など、国際連携に向けた施策を展開されたい。

交通アクセスの充実

「ものづくりと文化のルートバス」の存続をはじめとした交通アクセスの充実を図られたい。

「産業技術未来博物館」(仮称)構想の具現化推進

今後の産業観光の中核施設として期待される「産業技術未来博物館」(仮称)の具現化に向け、特段の努力を傾注されたい。

【本所の取り組み】

企業博物館等と行政・観光団体等の関係者による産業観光推進懇談会（AMIC）では、平成14年度から各年度の重点活動テーマを定め、「愛・地球博」との連携をはじめ、種々の「産業観光」振興策を展開してきた。

産業観光の推進活動が全国的に広がりをみせるとともに、「愛・地球博」開催期間中には、各産業観光施設の特別催事の開催や受け入れ体制の整備等により、入館者が大幅に増加した。また、国内で初めて開催した「産業観光国際フォーラム」には、国内外から延べ約1,000名の参加を得る等、盛況裡に閉幕した。

これまでの活動により産業観光の推進活動が一定の成果を得たことから、平成18年度以降を産業観光推進のための第3期と定め、国際連携、広域展開を中心に、今後詳細な推進計画を策定する。

観光事業に係る税制の拡充

国際観光ホテル整備法第32条に基づく登録旅館・ホテルに係る固定資産税の軽減措置を名古屋市において適用されたい。

「名古屋城」エリアの有効活用

「名古屋城」エリアを、名古屋を代表する観光・集客スポットとして有効に活用するほか、名古屋城周辺の能楽堂やイベント施設、ホテル等を含めてコンベンションエリアとして活用するため、コンベンションをはじめコンサート等のイベントを開催する舞台とするほか、名古屋の産業や歴史・文化を体験できる「名古屋産業・文化ミュージアム（仮称）」を開設し、名古屋観光ルートの起点として位置づける。

【『ポスト「万博・空港」名商 Successive プラン』より】

3. 「外国人社員との交流スポーツ大会」への支援 【重点】

雇用の国際化が進むなかで、言葉や生活慣習の違いから日本人社会へなかなか融け込めない外国人社員もみられるため、身近な軽スポーツを通じて親睦を深めるスポーツ大会を開催し、外国人社員と日本人社員の家族も交えた交流を図る場としたい。

また、スポーツ大会は、誰でも気軽に参加できるものとして、小中学校の運動会種目（玉入れ、綱引き、ムカデ競争、男女混合リレー等）を参考としたい。

【『ポスト「万博・空港」名商 Successive プラン』より】

4. 「愛・地球博」に続く世界的なコンベンションの誘致、創出

国際的な大規模コンベンションは、情報発信効果が大きく、メッセ開催等にも効果的であることから、世界的なコンベンションの誘致、創出を推進されたい。

5. 万博跡地・関連インフラ等の有効活用

■ 中小企業の活性化と産業の振興

□ - 1 . 中小・小規模企業の振興

1 . 愛知県中小企業再生支援協議会に対する支援施策の創設 【最重点】 協議会の支援業務が一層の実効性をあげるための市独自の保証制度の創設

【再生支援のための融資・保証制度事例】

名 称	神戸市セーフティネット資金融資(企業再生支援資金)
対 象	・市内に主たる事業所を有し、1年以上同一事業を引き続き経営していること ・金融機関の協力が得られるなど関係機関の支援体制が構築されており、かつ、兵庫県中小企業再生支援協議会による支援のもと適切な経営改善計画の策定が行われており、自助努力で企業再生が見込まれるもののうち、経営改善計画上、新たに資金調達が必要なもの
融資限度額	3,000万円
期 間	5年(据置1年)以内
年 利	年1.6%

名 称	仙台市再生支援借換特別保証制度
対 象	本市及び宮城県が実施している信用保証付き制度融資と一般保証付き融資を併用している中小企業者で、既往の信用保証付き融資の統合による旧債返済を行う者のうち、宮城県中小企業再生支援協議会の推薦を受けた者。(なお、当該返済資金以外の新規融資の事業資金を含めることができます。)
保証限度額	5,000万円
期 間	運転資金 7年以内(据置期間1年以内)
保 証 料	年1.35%以下
特 徴	中小企業者の経営再建を支援するため、複数の信用保証付き既往借入金を一本化して借り換えることができる制度

2 . 小規模事業経営改善普及事業費補助金の拡充 【重点】

【名古屋市補助金の推移】

(単位:円)

	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
名古屋市補助金	18,000,000	18,000,000	18,000,000	14,889,000	13,429,000

3 . 中小・小規模企業に対する金融支援の充実・強化 【重点】

返済方法の変更への柔軟な対応

小規模事業者の資金繰りは苦しく、借入金返済期間の条件変更をするには、新たな第三者保証人が要求される場合が多いことから、家族・従業員による柔軟な条件変更に応じられたい。

創業融資制度の開業資金に占める自己資金比率の軽減

自己資金比率を軽減した融資制度を充実することにより、創業を促進することが可能となるため、現在の新事業創出資金の自己資金比率を1/2から1/3に軽減されたい。

信用保証制度の充実・強化

物的担保にかたよらない、企業の将来性・成長性（ビジネスプランの金融機関への提出）を評価に加えた審査基準を導入されたい。

第三者保証を徴求しない中小企業向け各種融資制度の充実

4. 創業に対する支援強化 【重点】

創業支援に関し名古屋市新事業支援センターとの連携強化

本所の創業相談窓口であった名古屋中小企業支援センターは平成 17 年 6 月末で廃止となったが、本所では創業支援を重点事業として実施している。

創業相談窓口を担当する経営指導員では対処できない問題も多くあり、法律、会計、税務などの専門的な課題に対して専門家を派遣し、専門的な相談（例えば事業計画に関する経営診断）をすることが必要である。

また、経営経験のない創業者、経営知識が不足する創業者には、基本的な経営知識習得のためのセミナーは不可欠である。

については、貴センターの専門家派遣事業やセミナー開催事業について、広く周知頂き、本所との協力体制の強化を図られたい。

5. 中小小売商業施策の拡充・強化

中小小売商業への強力な支援 【重点】

情報発信に関する支援策の充実（個店ホームページの制作支援、マスメディアへの情報提供支援、「商店街案内人」の導入促進、携帯メール・ペーパーメディア・メールマガジン等による情報発信への支援）

中心市街地の商業店舗の連続性の確保促進に向けた支援制度の充実、ビル低層部店舗化促進助成制度の拡充・強化

人材育成に関する支援策の充実（人材育成講座の開設、IT を活用した人材育成支援）

創業促進に関する支援策の充実（チャレンジショップ制度の拡充、学校等を対象とする商業体験プログラムの整備）

テナントオーナーに対する入居者審査の支援、道路占有利用の制度化等、支援策の充実・強化

【本所の取り組み】

長期にわたる景気低迷のなかにあって、中小小売商業者を取り巻く経営環境は依然として厳しい状況にある。このため、平成 15 年 4 月より、TMO による地域の活性化とともに、個店の経営改善に資する支援策を検討するため、中小小売商業の活性化に関する調査研究に取り組んでいる。

調査研究を進めるにあたり、「中小小売商業活性化研究会」を設置し、平成 15 年度は商業関連の各種指標の収集・整理を行うとともに、消費者が望む商業のあり方、商業者の期待する支援等について調査・研究した。

また、平成 16 年度は「個店の情報発信のあり方」、「中心市街地における商業店舗の立地誘導」をテーマに、中小小売商業活性化に向けた検討を進めた。

「な・ご・や商業フェスタ 2006（仮称）」への強力な支援 【重点】
〔 補助金の大幅増額を図りたい。 〕

【本所の取り組み】

半世紀を越えて継続している事業であり、全国的な認知度もあることから、新たな地域商業の発展と魅力ある街づくりに寄与する事業展開を検討する。

商業団体等に対する各種補助制度の大幅な拡充・強化
〔 各種補助制度の普及啓発を図られるとともに、交付実績に即した補助制度への運用変更や、補助率並びに補助限度額の引き上げ、特に利用件数が多い共同施設維持管理事業の補助額算定基準を引き上げられたい。 〕

6. 中小企業の国際化支援

国際取引、海外投資のための相談支援体制の強化並びに人材育成事業の実施
国際的な見本市、商談会参加支援などビジネスチャンス創出事業の推進

□ - 2 . 産業・技術の振興と知財の活用

1 . 「産学交流テクノフロンティア」への支援強化 【最重点】

県・市・商工会議所が一体となって継続開催している本イベントは、当地域の中小企業における産学連携を一層推進するため必要不可欠な事業であり、今後とも同事業を継続していくために、予算の拡充・支援強化を賜りたい。

【産学交流テクノフロンティアにおける負担金の推移】

(単位:円)

	平成 12 年	平成 13 年	平成 14 年	平成 15 年	平成 16 年	平成 17 年
愛知県	-	-	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000
名古屋市	3,500,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000
商工会議所	3,500,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000

平成 12 年・13 年は産学交流プラザなごやとして、名古屋市・商工会議所の合同開催

2 . 中小企業における技術開発の支援

創造的研究開発事業費助成金等、技術革新や産学連携に対する補助・助成制度の更なる拡充 【重点】

創造的研究開発事業費助成金は、近年予算が段階的に削減されていたなか、平成 17 年度は拡充された。ついで、当該制度は新技術開発を目指す中小企業のために期待がかかる制度であることから、同助成金をはじめ各種補助金における予算の更なる拡充を賜りたい。

【名古屋市の技術革新や産学連携に対する補助・助成制度の予算推移】(単位:万円)

平成 13 年	平成 14 年	平成 15 年	平成 16 年	平成 17 年
2,000	1,800	1,440	1,296	1,344

中小企業の ISO9001、ISO14001 認証取得に対する助成制度の拡充 【重点】

名古屋市の助成制度は、平成 15 年度と 17 年度に予算規模が削減され、15 年度・16 年度と補助限度額が削減されたところではあるが、ISO 認証取得による事業発展を目指す中小企業を支援する施策として期待が大きいことから、予算の拡充を賜りたい。

【名古屋市の ISO 補助制度】

名称	制度概要	ISO9001 / 14001	対象者	公募時期	交付金額
名古屋市 ISO9000・14000 シリーズ認証取得助成事業	経済の国際化への対応や環境に配慮した事業活動の展開を図る上でモデルとなる中小企業の ISO の認証取得を助成	両方	市内に主たる事業所を有し、市内の事業所を対象に新たに認証取得を目指し、且つ年度内に認証取得が見込まれる中小企業者	5月6日～5月末日	補助対象経費の1/2 以内で一企業あたり50万円が上限

市・県一体となった「なごやサイエンスパーク」の整備促進

名古屋市工業研究所の機能強化

研究設備や人員等の拡充

企業の製品開発に直結できる実用性の高い応用研究の充実並びに研究成果をスムーズに産業界へ移転できる環境の整備

中小企業に対する技術支援機能の充実と PR 強化

3. 知的財産の活用に対する支援 【重点】

知的財産の権利化に伴う費用面での助成制度の創設・拡充

「海外特許出願に対する補助制度」の更なる拡充を図るとともに、国内出願に対する助成制度を創設されたい。

「外国工業所有権出願費補助事業」(平成 17 年度予算：210 万円)

市内の中小企業者を対象に、外国への産業財産権出願に要する経費を助成。補助対象経費総額の 25%以内、30 万円が限度。

セミナー・講習会等による知的財産権制度の啓発・普及

模倣品被害等知的財産権の侵害を受けた中小企業に対する相談体制の整備・拡充及び権利侵害に係る訴訟費用等の助成制度の創設

少年少女発明クラブの創設など青少年創造性育成事業の推進

愛知県内に少年少女発明クラブがあるのは、刈谷・豊田・大府・西尾・東海・安城・高浜・半田・岡崎の 9 都市である。

(H17 年 9 月現在)

4. 中小企業における産学官連携の推進

財団法人名古屋産業科学研究所の「中部 TLO 事業」に対する資金面、運営面などへの強力な支援

【平成17年3月末までの主要TLOの特許移転実績累計】

	実施許諾件数	国内特許出願件数
株東京大学TLO	265	553
株東北テクノアーチ	137	185
タマティーエルオー(株)	88	256
慶應義塾大学知的資産センター	139	644
関西ティー・エル・オー(株)	107	406
日本大学産学官連携知財センター	110	690
早稲田大学産学官研究推進センター	116	461
(財)理工学振興会	116	548
(財)名古屋産業科学研究所(中部TLO)	71	207

(経済産業省ホームページより抜粋)

名古屋市立大学における産学連携の着実な推進と更なる振興

産学連携事業の橋渡しとなるコーディネーターの人員増強と人材育成

5. 航空宇宙産業の振興と関連施設の整備促進

広範な産業分野の高度化を先導する航空宇宙産業に対する支援の強化

関連研究施設の整備促進

6. ITの利活用による地域の活性化とデジタルコンテンツ産業の振興

子供がモノづくりを学べるデジタルミュージアム構築や IT リテラシなど情報教育の促進等「e - Nagoya 戦略構想」実現への支援

都市型産業として大きな成長が期待できるデジタルコンテンツ産業の振興の強化

7. 外資系企業の誘致推進

外資系企業誘致を行う「愛知・名古屋国際ビジネス・アクセス・センター (I - BAC)」への支援

【主な取り組み】

「愛知・名古屋国際ビジネス・アクセス・センター（I-BAC）」は、平成14年8月に設立され、「愛・地球博」の参加国に対してビジネス面での支援を行い、博覧会の成功と当地域における国際ビジネス交流のきっかけをつくるとともに、博覧会終了後は外国企業誘致促進のための諸事業を展開することとしている。

これまでの活動としては、名古屋市内の百貨店に参加国の「アンテナショップ」を設置したほか、商社の協力を得ながら出展国の対日ビジネス拡大のための情報を提供する「マーケットアクセス支援」、出展国が日本企業の投資を誘致したり観光客を誘致するなど、出展国をプロモートするための「セミナー」を開催するとともに、「愛・地球博」会場内においても各種ビジネス支援機能を持つ「ビジネスセンター」を設置し、「愛・地球博」出展国のビジネス支援に努めた。

主な事業

- | | |
|-----------------------------|---------------------|
| ・セミナー開催回数...18回 | ・アンテナショップ実施回数...31回 |
| ・マーケットアクセス支援回数...180回 | ・視察会開催回数...12回 |
| ・ビジネス・サポートセンター利用人数...4,003人 | |

外資系企業誘致促進施策の充実強化 グレーター・ナゴヤ・イニシアティブの推進

「賑わい・交流都市」づくりと商業環境の整備

1. 中心市街地活性化の推進【最重点】

TMO 補助制度の弾力的運用

（補助対象事業の認定並びに補助金の支給実務に関する柔軟な運用等を、国に対し強力に働きかけられたい。）

TMO に対する支援の拡充・強化

都心の賑わい創出事業のブラッシュアップ及び継続実施に対する支援

【本所の取り組み】

TMOにおいては、地元商店街や名古屋市等による広小路ルネサンス事業、あるいは広小路まちづくり協議会の取り組みなど、まちづくりの具体的な動きと密接な連携を図りながら、「誰もが楽しく快適に歩くことのできるまちづくり」の実現に向け、諸事業を展開している。

平成 17 年度は、万博開催に併せた都心の賑わい創出のための事業を実施した。

魅力ある名古屋の都心づくりの推進

魅力ある都心を創造するため、オープンカフェをはじめ街の賑わい創出に対するイベントの実施などによる公開空地や公園緑地の一時使用に関する指導基準の見直しに当たっては、柔軟な対応を図られたい。

また、道路や公園、公開空地などの公共空間を活用した、民間を主体とする「オープンカフェ」の常設化に向けた支援を図られたい。

【本所の取り組み】

平成 12 年度より、名古屋市との連携・協力のもと、歩道上の歩行者休憩施設を活用したオープンカフェの社会実験に着手するとともに沿線商店街の協力を得て、公開空地でのオープンカフェに取り組んでいる。

また、平成 14 年度より愛知県警の道路使用許可を取得するとともに、平成 16 年度は国土交通省の社会実験の認定を受け、開催期間の長期化を図るなど、年を重ねるごとに開催期間・場所の拡大等に努めている。

市民・企業等が積極的にまちづくりに参画できる新しい仕組みづくりの具現化促進

「ささしまライブ 24 地区」を含む名古屋駅周辺地区、「名古屋栄公園オアシス 21」を中核とする栄周辺地区など、個別具体のまちづくりの促進

名古屋都心における歴史・史跡・産業・文化等の既存ストック有効活用に向け、案内表示の整備等の促進

【本所の取り組み】

都心部における回遊性の向上を目的として、名古屋都心の歴史・史跡・建築物・文化等の既存ストックに関する情報のデータベース化を図り、WEB サイトを利用して地域の歴史や特徴を広く市民やビジターに情報提供している。平成 18 年度以降も引き続きデータベースを利用し、既存ストックの有効活用に向け案内表示の設置等について検討を進め、具現化を図る。

若者や市民が積極的に参加できる新たな「まつり」の創出

2. 調和ある商業環境の整備促進 【最重点】

「大規模小売店舗立地法」、「都市計画法」、「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律（中心市街地活性化法）」の、いわゆる街づくり3法の適正かつ一体的な運用、及び抜本改正に向けて、国に対し強力に働きかけられたい。

また、地域コミュニティの再生など安全で安心して暮らせる街づくりを目指し、中小小売店舗と大型小売店舗とが共生できる商業環境の整備促進に努力されたい。

【背景】

- ・街づくり3法制定後約7年が経過するが、大型小売店舗の出店が加速するなかで、中小小売業者の経営環境は極めて厳しく、店舗の減少が続いている。このため、地域の防犯や文化等の維持に主導的な役割を担ってきた商店街が衰退し、地域コミュニティが崩壊している。

【中小企業関係4団体の動き】

- ・日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会、全国商店街振興組合連合会の中小企業4団体共同で「まちづくり推進のための新たな枠組みの構築に関する要望」をとりまとめ、7月5日に経済産業大臣をはじめ政府、関係先へ要望した。

（要望内容の骨子）

1. 現行の「中心市街地活性化法」を発展的に改めて「まちづくり推進法」（仮称）を制定すること。まちづくりの基本理念を明確にするとともに、行政・事業者・市民それぞれの役割と責任を明示し、コンパクトなまちづくりを目指すこと
2. 「都市計画法」を抜本改正し、無秩序で自由な大規模開発を一定のルールの下に置くこと
3. 「都市計画法」などが改正されても、大規模集客施設が地域に及ぼす影響をカバーできない分野もあるので、現行の「大店立地法」を改めて「大規模集客施設立地法」（仮称）を制定すること
4. 農地転用による無秩序な郊外開発が行われないよう、「農業振興地域の整備に関する法律」及び「農地法」については、農地の保全や農業振興といった本来の趣旨に則り運用すること

【他地域の自治体の動き】

- ・一定規模以上の開発構想について、広く市民の意見を聞くとともに、市長が「まちづくりの方針」（市内を7ゾーンに分け、大型店の店舗面積上限を設定）に適合するよう指導・助言を行う条例を制定（京都市 平成12年）
- ・一定規模以上の集客施設の建築等について、市長との事前協議を定め、市長は「商業環境形成指針」（市内を7ゾーンに分け、大型店の店舗面積上限を設定）等との調和を図るため必要な措置を指導・助言を行う条例を制定（金沢市 平成13年）
- ・「世田谷区産業振興基本条例」を一部改正し、小売事業者等の商店会への加入協力、商店会事業費の応分負担等の協力責務を明記（東京都世田谷区 平成15年12月）
- ・区長が都市計画法上の特別用途地区として、低層階商業業務誘導地区を定め、当該地区内での低層部への商業施設の設置を義務化する「杉並区低層階商業業務誘導地区建築条例」を制定（東京都杉並区 平成15年12月）
- ・都市構造に影響を与える恐れのある無秩序な商業開発を抑制するために、街づくりと商業機能の方向性並びに大型商業施設についての誘導・規制の考え方を示す「尼崎市商業立地ガイドライン」を策定（尼崎市 平成16年2月）
- ・地域特性に応じた営業時間の目安を示すガイドラインを策定・公表する「特定商業施設における適正な事業活動の推進に関する条例」を制定（堺市 平成16年3月）

3. 都市再生施策の推進 【重点】

中心市街地の整備促進

都市再生緊急整備地域における優遇措置に係る面積要件の緩和及び金融支援拡大に向けて、国に対し強力に働きかけられたい。

【面積要件の緩和】 ・5,000 m² 2,000 m²

【アンケート結果】

名駅周辺都市再生事業促進協議会が実施したアンケート結果によると、名駅周辺地域での2,000 m²以上の敷地権者のうち、約35%が老朽化等を理由に再開発を計画又は検討中であり、面積要件の緩和により再開発の促進が期待される。

（名古屋市都心部将来構想の具現化、及び名駅周辺地区並びに栄地区における都市再生事業を促進されたい。）

民間による都市再開発事業の促進

初動期運営資金の補助制度の創設や保留床取得への優遇税制の拡充等、総合的な再開発事業促進策を確立されたい。

4. 外国公館の誘致及び在名外国公館への支援

□ .「交流」、「連携」を支えるインフラの整備

1 . 中部国際空港に関わるアクセス道路の整備及び利用促進 【重点】

中部国際空港に関わるアクセス道路整備の促進

（名古屋環状2号線の東部・東南部の早期建設、名古屋高速道路高速4号東海線及び高速6号清洲線の早期整備促進と西知多道路の整備促進に努められたい。）

航空路線誘致活動と利用促進活動への協力

2 . スーパー中枢港湾・名古屋港に相応しい施設整備の促進 【重点】

スーパー中枢港湾に相応しいハード及びソフト面の整備促進

（特に、モデルバースである飛島ふ頭南地区の大水深16m高規格コンテナバースの整備促進に努められたい。）

関連道路アクセスの整備促進

3 . 都市圏交通網と総合交通ネットワークの整備促進 【重点】

名古屋環状2号線東部・東南部（高針～名古屋南）の建設促進（再掲）

名古屋高速道路の整備促進

高速4号東海線（山王～東海）（再掲）

高速6号清洲線（明道町～清洲）（再掲）

第二東名高速道路（豊田JCT以東）の整備促進

名古屋市高速度鉄道の整備促進

市交6号（野並～徳重）

リニア中央新幹線の早期建設

4 . ITSを活用した地域づくりの推進